

リサイクル施設の整備に対して支援を受けたい

先導的リサイクル支援事業（リサイクル施設整備費補助事業）

産業廃棄物の減量化や資源の有効利用を図るための、リサイクル施設の整備を支援します。

補助を利用できる方

- ① 県内の事業者で、県内で新たに施設を整備（新設又は改造）し、リサイクル事業を行おうとする方
- ② 廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへの各規定に該当しない方
- ③ 県税の滞納等がない方
- ④ 事業を安定かつ継続して実施できる見通しがある方

補助の要件

- ① 施設の中核的技術やリサイクルシステム等において先導性を有し、他のモデルとなること
〔例〕 ・従来の技術ではリサイクルが困難であった廃棄物のリサイクル
・リサイクル製品の新規用途開拓など
- ② 産業廃棄物のリサイクル、減量化効果が高く、県内への波及効果が見込めるもの
- ③ 焼却施設等廃棄物の処理、処分を主たる目的とするものでないこと
- ④ 施設整備完了後、速やかに事業化できるものであること

補助の内容

- 【補助率】 補助対象経費の1/3以内（3,000万円を限度）
- 【補助対象経費】 ①本工事費 ②付帯工事費 ③機械器具費など
- 【その他】
- ・補助事業は補助金の交付決定後に着手し、当該年度末（3月31日）までに完了することが必要です。
 - ・補助金の支払いは、補助事業終了後、原則として精算払いとなります。
 - ・採択件数 予算の範囲内で2件程度

募集期間

平成31年度の募集期間（平成31年4月22日から5月10日まで）

申請の手続き

補助事業計画書に必要書類を添えて提出していただきます。

※廃棄物の種類、施設の規模によって、廃棄物処理法上の許可が必要となる場合がありますので、必ず事前に関係の廃棄物担当部局と相談した上で計画書を提出してください。

※計画書等の様式は県のホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ先

福岡県環境部循環型社会推進課 リサイクル係
TEL: 092-643-3372 e-mail: recycle@pref.fukuoka.lg.jp